

埼玉県産業技術総合センター特許等審査会設置要綱

（趣 旨）

第1条 埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）の職員が職務に関して行った発明（他機関との共同発明を含む。）であって、埼玉県職員の職務発明に関する規則（以下「規則」という。）第3条に基づく発明をセンターとして審査するとともに、既出願・登録特許等の管理を適正に行うために、センター特許等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（職 務）

第2条 審査会は、以下に掲げる事項を別紙の審査基準に基づいて、審査するものとする。

- ① 発明の内容
- ② 発明者の業務内容と発明の関係
- ③ 権利承継の判断
- ④ 既出願・登録特許等の維持管理
- ⑤ その他特許等に係る重要事項

（組 織）

第3条 審査会、別表に掲げる職にある委員をもって構成する。

2 会長は、センター長をもって充てる。

3 副会長は、副センター長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 第2条に掲げる事項を審査するため、審査会は、審査の内容について関係職員及び発明関係者並びに外部有識者及び専門家等の出席を求め、その説明または意見を聴することができる。

3 センター長が緊急に審査等を行う必要があると判断した案件については、審査会の会議を省略し、事務局が個別に委員に意見を聴することができる。

（代理出席）

第5条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の課所に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

（事務局）

第6条 審査会の事務局は、センター企画・総務室とする。

（雑 則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、会長が別途定めるものとする。

付 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

付 則 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

付 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

センター長	会 長
副センター長	副会長
センター各室長	委 員
センター北部研究所長	委 員
新産業育成課長	委 員

センター特許等審査会審査基準

① 発明の内容

－研究成果が発明として認められるか－

＜審査のポイント＞

- ・その発明が、従来のものと比べて新規性・進歩性があるか
- ・先行技術調査の結果、先行技術がないか
- ・発明に至った経緯、特徴、効果はどうか
- ・発明の利用先は、どのようなものが考えられるか。

② 発明者の業務内容と発明の関係

－発明が職務上のものとして認められるか－

＜審査内容のポイント＞

- ・その発明が職員の属する機関の業務範囲であるか。
- ・発明に至った行為が、職員の現在または過去の職務に属するものであるか。

③ 権利承継の判断

－特許を受ける権利若しくは特許権を承継するか否か－

＜審査内容のポイント＞

- ・県が権利を保有することによってどのようなメリットがあるのか

以上①②③は、発明届の提出にあたって事前に審査するものとする。

④ 既出願・登録特許等の維持管理

－県有特許等として維持管理する必要があるか－

＜基本事項の審査のポイント＞

- ・権利化状況はどうなっているか（(1)出願中である（審査請求の有 無：有の場合の年月日）、(2)成立済みである）
- ・発明権利の存続期間は、どのくらい残存するか（ 年、出願日は、年 月 日）
- ・発明の技術的性格はどのようなものか（(1)基本的技術の発明、(2)大幅な改良技術の発明、(2)小幅度改良技術の発明）
- ・その他特記事項（取得費用 円 出願から成立まで、弁理士費用等外部費用を含む）
（年間特許維持費用 円 係争関係費用を含む）

＜権利保有に係る審査のポイント＞

- ・特許権、実用新案登録、意匠権の維持管理が以下の期間を超えていないか

特許権：特許権の設定登録から 3 年

実用新案登録：実用新案登録から 3 年

意匠権：意匠権の設定登録から 3 年

この期間を超えたものは原則、維持しない。

ただし、

- (i) 実施許諾契約が締結されているもの若しくは契約が予定されているもの
- (ii) 実施料収入のあるもの
- (iii) 特に認められた特許権等

については、原則一年ごとに審査会の承認を得て権利の延長が認められる。

また、実施許諾契約が締結されているものを除き、設定登録等から6年を超えたものについては原則維持しない。ただし、特別な事情がある場合、その理由を付して特許審査会に諮り決定する。

前述の維持管理の期間内であっても、審査会は、必要に応じて以下の項目を審査して維持管理するか否かを決定できるものとする。

- ・ 出願中若しくは権利化された特許等の発明は、陳腐化していないか
- ・ 代替技術に対する技術的優位性はあるか
- ・ その発明はどの程度か(①製品レベル・②試作品レベル・③実証実験レベル・④数値計算レベル・⑤アイデアレベル)
- ・ 出願から現在まで要した経費の累計はどのくらいか
- ・ 今後、見込まれる経費はどのくらいか
- ・ ライセンス状況は、どうなっているか(専用実施権の設定、実施許諾の有無、実施料収入)
- ・ もし、利用されていない特許等である場合、その流通性はあるか
- ・ 第三者との係争はあるか(抵触可能性、異議申立て、無効審判の件数)
- ・ 発明が関係する製品への貢献度はどの程度か
- ・ 発明が関係する製品の市場性はあるか
- ・ その他

以上④は、既出願の審査請求及び登録維持管理料の支払にあたって事前に審査すべきものとする。

⑤ その他特許等に係る重要事項

－拒絶理由通知書の受理後の対応、拒絶査定後の審判請求の是非、係争対応など－

＜審査のポイント＞

専門の弁理士などに相談の上、状況を鑑みて対応の結論を下す。